

子どもの学習支援・食料支援

お問い合わせ先　福祉相談課

子どもの学習・生活支援事業

経済的な理由により十分な学習の機会に恵まれない子どもたちに学習の機会を提供する事業です。家庭訪問による進路や生活の相談も実施します。

対象者　市内在住の中学生及び18歳以下の中卒者と高校中退者で就労援助を受けている方

お問い合わせ先　生活支援係　☎0548-23-0078

子ども食料支援事業

内　容　食料の支援を必要とする子どもたちへの「フードバンク事業」を利用した食料の提供と、保護者との面談による相談支援を併せて実施します。
※「フードバンク事業」とは、企業や市民のみなさまのご厚意により寄せられた食品を、支援を必要としている家庭へ提供する事業です。NPO法人POPOLOにご協力をいただいています。

対　象　市内在住の小学生又は中学生のいるご家庭のうち、主に経済的な理由から、学校給食がない長期休業中に子どもへの食事の提供が困難となるおそれのあるご家庭

実施期間　年3回（夏休み、冬休み、春休み）

申込方法　長期休業前に、各学校でチラシ・申請書を配布します。
面談を実施した上で、対象に該当するか審査を行わせていただきます。必要事項をご記入の上、福祉相談課までご持参下さい。

お問い合わせ先　こども家庭係　☎0548-23-0086

こども第三の居場所学習生活支援事業「せせらぎキッズクラブ」

内　容　様々な事情により居場所を必要とする子どもたちに対し、学習支援や生活習慣の形成を図るため、第三の居場所を提供し子どもたちを支援していきます。

対　象　家庭での学習や生活習慣形成に困難を抱える子ども、発達特性や様々な事情により学校に馴染めない子ども　など

実施日　火、水、木曜日の午後2時から午後6時まで

申　請　申請については福祉相談課にご連絡ください。

お問い合わせ先　こども家庭係　☎0548-23-0086





不妊・不育症治療費等助成

お問い合わせ先　健康推進課　☎0548-23-0027

不妊治療費助成金

不妊治療にかかった費用を助成します。

対　象　・夫または妻の住所が市内にあり、妻の治療開始年齢が43歳未満である夫婦
・市税等を滞納していない夫婦

支給（助成内容）　・不妊治療にかかった費用（自己負担分）から高額療養費・付加給付額・他法公費負担額を除いた額10/10を助成
※2026年4月1日以降の治療終了分から、助成額を1/2から10/10に拡充。
・1夫婦あたり、1年度50万円まで

詳細はお問い合わせください。

不育症治療費助成制度

不育症治療に要した保険対象外の費用の一部を助成します。

対　象　・不育症治療を受けた方
・夫または、妻の住所が市内にあり、妻の年齢が43歳未満である夫婦
・夫婦の前年度所得合計が730万円未満（市税等を滞納していない）の方

支給（助成内容）　・不育症治療に要する費用の7割の額
・児が生まれるまでの治療につき、助成対象期間内で最大241,500円
・助成期間は2年間

詳細はお問い合わせください。

妊産婦特定疾病医療費助成金

妊娠により起こりやすい病気の早期発見・治療のために、治療にかかった医療費の一部を助成します。

対　象　市内に住所があり市民税等を滞納していない妊産婦で健康保険に加入している者。（生活保護受給者、ひとり親家庭等医療費助成を受けることができる者を除く）

対象疾病　・妊娠高血圧症候群
・妊娠に起因する糖尿病
・妊娠に起因する貧血
・切迫流産（流産にかかる手術費用を除く）
・切迫早産

支給（助成内容）　・対象疾病の治療にかかった医療費の内、保険適用分の自己負担額から高額療養費、付加給付金、他法公費負担額等を除いた額を助成
・助成対象の治療期間は、妊娠届を提出した月の初日から出産（流産・死産を含む）月の翌月末日まで

詳細はお問い合わせください。